

議案第 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

宝塚市印鑑条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）若しくは併記名（非漢字圏の外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）の住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏、通称若しくは併記名の一部を組み合わせたもので表されていないもの
- (2) 職業、肩書その他氏名、旧氏、通称又は併記名以外の事項を併せて表しているもの

第6条第1項を次のように改める。

第6条 市長は、前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録し、印鑑登録を受けた者に印鑑登録証を交付する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4) 生年月日

(5) 住所

(6) 併記名又はその一部を組み合わせたもので表された印鑑により登録を受ける場合に  
あつては、当該併記名

第9条から第11条までの規定及び第14条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市印鑑条例（昭和48年条例第27号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号 _____)により宝塚市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号の<u>一に</u> _____ 該当する場合は、印鑑登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</u></p> <p>(2) <u>職業、肩書等他の事項を併せて表しているもの</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑票に印影のほか登録番号、登録年月日、氏名、男女の別、生年月日及び住所を登録し、印鑑登録を受けた者に印鑑登録証を交付する。</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により宝塚市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、印鑑登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)、通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)若しくは併記名(非漢字圏の外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。)の住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏、通称若しくは併記名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</u></p> <p>(2) <u>職業、肩書その他氏名、旧氏、通称又は併記名以外の事項を併せて表しているもの</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録し、印鑑登録を受けた者に印鑑登録証を交付する。</u></p> <p>(1) <u>登録番号</u></p> <p>(2) <u>登録年月日</u></p> <p>(3) <u>氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合に</u></p>

2・3 (略)

(登録廃止の申請)

第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当するときは、自ら出頭し、印鑑登録廃止申請書に登録を受けている印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑がき損又は紛失等の事由により押印することができないときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第10条 市長は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当する場合は、印鑑登録を消除しなければならない。

(1)～(5) (略)

(印鑑登録証の返還)

第11条 印鑑登録証の交付を受けた者が次の各号の一に\_\_\_\_\_該当するときに、本人又は関係人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第14条 市長は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当する場合は、印鑑登録証明申請を受理することができない。

(1)～(3) (略)

あつては氏名及び当該通称)

(4) 生年月日

(5) 住所

(6) 併記名又はその一部を組み合わせたもので表された印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該併記名

2・3 (略)

(登録廃止の申請)

第9条 印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら出頭し、印鑑登録廃止申請書に登録を受けている印鑑を押印して、市長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑がき損又は紛失等の事由により押印することができないときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録を消除しなければならない。

(1)～(5) (略)

(印鑑登録証の返還)

第11条 印鑑登録証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときに、本人又は関係人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明申請を受理することができない。

(1)～(3) (略)

印鑑登録証明事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	平成31年11月5日以降
<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(1) 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、当該市町村の<u>住民基本台帳に記録されている者とするものとする。</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(2) 市町村長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>ア 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの</p> <p>イ 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの ウ～カ (略)</p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p>	<p>第2 印鑑の登録に関する事項</p> <p>1 登録資格</p> <p>(1) 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、当該市町村が備える<u>住民基本台帳に記録されている者とするものとする。</u></p> <p>4 登録印鑑</p> <p>(2) 市町村長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>ア 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの</p> <p>イ 職業、資格、その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの ウ～カ (略)</p> <p>5 印鑑登録原票</p> <p>(1) 必要登録事項</p>

1

<p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、<u>氏名及び通称</u>)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(3) 印鑑登録原票の調製</p> <p>市町村長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別業の印鑑登録原票に登録することができるものとする。</p> <p>この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については<u>磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)</u>をもつて調製することができるものとする。</p> <p>第4 印鑑登録証明書に関する事項</p> <p>2 印鑑登録証明書</p> <p>(1) 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されてい</p>	<p>市町村長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調製する住民票にあつては、<u>記録。以下同じ。)</u>がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては<u>氏名及び当該通称</u>)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(3) 印鑑登録原票の調製</p> <p>市町村長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別業の印鑑登録原票に登録することができるものとする。</p> <p>この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については<u>磁気ディスク</u>をもつて調製することができるものとする。</p> <p>第4 印鑑登録証明書に関する事項</p> <p>2 印鑑登録証明書</p> <p>(1) 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されてい</p>
--	--

2

る印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。(2)において同じ。)について市町村長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。  
ア 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)

イ～エ (略)

オ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

### 第5 印鑑の登録の廃止等に関する事項

#### 3 印鑑登録のまつ消

- (1) 市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録をまつ消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するものとする。この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30

る印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。(2)において同じ。)について市町村長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

イ～エ (略)

オ 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

### 第5 印鑑の登録の廃止等に関する事項

#### 3 印鑑登録のまつ消

- (1) 市町村長は、当該市町村において印鑑の登録を受けている者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)その他その者に係る印鑑の登録をまつ消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録をまつ消するもの

3

条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)を除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

### 第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

#### 2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

- (1) 個人番号カードの条例等利用領域(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)第1-12の条例等利用領域をいう。以下同じ。)又は磁気テープ等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1-4の基本利用領域をいう。)及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録するものとする。

とする。

この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)を除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

### 第6 個人番号カードの印鑑登録証等としての利用に関する事項

#### 2 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合

- (1) 個人番号カードの条例等利用領域(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)第1-12の条例等利用領域をいう。以下同じ。)又は磁気ディスク等を利用して印鑑登録証等として利用する場合には、基本利用領域(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1-4の基本利用領域をいう。)及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気ディスク等に必要な事項を記録するものとする。

4

総行住第199号  
平成28年12月12日

各都道府県住民基本台帳等担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

印鑑登録証明事務に係る質疑応答について (通知)

印鑑の登録及び証明に関する事務（以下「印鑑登録証明事務」という。）に関する質疑  
応答集について、下記のとおり作成しましたので、通知します。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村に周知されるようお願いし  
ます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術  
的助言であることを申し添えます。

記

(問) 印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年2月1日付け自治振第10号通知）において、  
印鑑登録証明書には住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第3号に規定する  
男女の別（以下「男女の別」という。）を記載することとされているが、性同一性障  
害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いと  
することを検討している。印鑑登録証明書の提出先が必要と考えている記載事項は何  
か等を総合的に検討した結果、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとして  
もよいか。

(答) 差し支えない。





2019年11月5日(火)からスタート!

# 住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

きゅう うじ



住民票にも  
旧姓(旧氏)欄が!

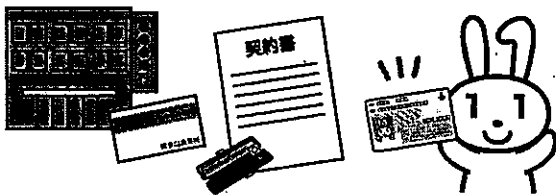
氏名	ばんごう	はなこ
番号	花子	
旧氏	〇〇	
住所	〇〇県〇〇市△△町◇丁目○番	

※様式例

## 旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

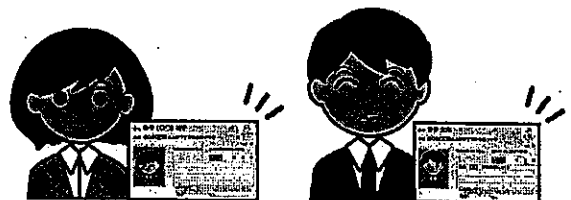
こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が  
旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも  
旧姓で本人確認ができます!



# 旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続が必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

## 旧姓併記のための請求手続は2段階！

### STEP1

旧姓が記載された  
戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類！

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)



(※)コンビニのマルチコピー機から発行できます。発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している市区町村のみです。詳しくは「コンビニ交付」のHP (<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。

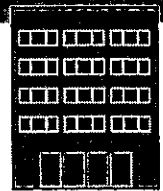
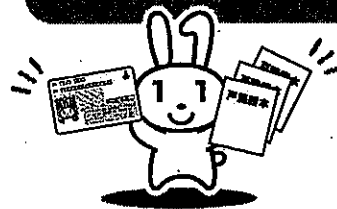


用意ができたなら  
提出しよう！



### STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒に  
マイナンバーカード(通知カード)を  
持って、現在お住まいの  
市区町村へ行こう！



### ？ 旧氏とは？

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



旧姓は1人に1つだけ  
つけられるよ！

### 旧姓併記についてのQ&A

**Q** マイナンバーカードを持っていないけど旧姓を併記する手続はできるか。

**A** マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作成することができます。  
なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

**Q** 旧氏として、どのようなものを併記できますか。

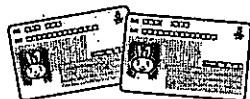
**A** 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。  
なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

**Q** 既に住民票等が併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。

**A** 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。

**Q** 旧姓を削除することもできますか。

**A** 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。  
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変わったときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



**Q** 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を明示しないといけないことってありますか。

**A** 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏的一方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは  
現在の氏と旧姓の両方が  
必ず表示されるよ！

**Q** 旧姓併記の請求の際、旧姓を併記する戸籍謄本等が必要ですが、どのようなものが必要ですか。

**A** 旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。



詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。